

# 山梨県公報

第千二百三十二号

平成十三年

十月四日

木曜日

## 目次

予防接種の業務を行う医師	五三三
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	五三三
保安林の指定の予定	五三四
県営土地改良事業計画の変更	五三四
土地収用事業の認定(二件)	五三四
道路の供用開始	五三五
都市計画事業の認可	五三五
都市計画事業の事業計画の変更認可	五三五
土地改良事業施行の同意	五三五
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五三五
公安委員会	
遊技機の型式の検定	五三六
正誤	
平成十三年九月二十日付け第千二百二十九号中	五三七

## 告示

### 山梨県告示第四百二十五号

山梨県下各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第一条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十三年十月四日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
保坂 久	富士吉田市下吉田千七百七十三番地 医療法人芙蓉会保坂内科クリニック
保坂 春子	富士吉田市下吉田千七百七十三番地 医療法人芙蓉会保坂内科クリニック
保坂 嘉之	富士吉田市下吉田千七百七十三番地 医療法人芙蓉会保坂内科クリニック
廣瀬 衣子	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 富士吉田市立病院
太田 正法	都留市つる五丁目一番五十五号 都留市立病院
矢ヶ崎英晃	都留市つる五丁目一番五十五号 都留市立病院
岩瀬 弘明	北都留郡丹波山村九百三番地 丹波山村国民健康保険診療所
大森 司	北都留郡丹波山村九百三番地 丹波山村国民健康保険診療所
磯部 弥生	都留市中央一丁目一番十五号 磯部医院

### 山梨県告示第四百二十六号

山梨県下各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の承諾をした次の医師により、その承諾が撤回された。

平成十三年十月四日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
有澤 幸子	北都留郡丹波山村九百三番地 丹波山村国民健康保険診療所
保坂 久	富士吉田市下吉田千七百七十三番地 医療法人芙蓉会保坂産婦人科小児科医院
保坂 春子	富士吉田市下吉田千七百七十三番地 医療法人芙蓉会保坂産婦人科小児科医院
石原 俊秀	富士吉田市緑が丘二丁目八番一号 富士吉田市立病院
大野 理香	富士吉田市緑が丘二丁目八番一号 富士吉田市立病院

山梨県告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十月四日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大島字方坂六三八七の四、六三八七の七、中富町大字大塩字柿木田二八四、字宮ノ前一四四八、字西村一四九六、字南沢一六三、一六九、大字平須字清水沢一二六二の一、字新道一三〇一の一、一三〇一の二、一三〇二の一、一三〇六の二、一三一五の一、一三一九、一三二一の一、一三二二の二、一三二四の二、大字久成字原上一七九一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字方坂六三八七の四・六三八七の七・字柿木田二八四・字宮ノ前一四四八・字西村一四九六・字南沢一六三・一六九・字新道一三〇一の一・一三〇一の二・一三〇六の二・一三一五の一・一三一九の一・一三二一の一・一三二二の二・一三二四の二・字原上一七九一（以上一五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（富士川西部中央二期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年十月四日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年十月五日から平成十三年十一月二日まで

三 縦覧場所

若草町役場

四 異議申立期間

平成十三年十一月三日から平成十三年十一月十七日まで

山梨県告示第四百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年十月四日

山梨県知事 天 野 建

一 起業者の名称

上野原町

二 事業の種類

東大野集会所施設建設事業

三 起業地

収用の部分 北都留郡上野原町大字大野字熊野前地内

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

上野原町役場総務課

山梨県告示第四百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年十月四日

山梨県知事 天 野 建

一 起業者の名称

- 二 事業の種類  
新設小学校建設事業
- 三 起業地  
収用の部分 東八代郡石和町大字唐柏字池田及び大字小石和字神明地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
石和町教育委員会教育総務課

**山梨県告示第四百三十一号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十三年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十三年十月四日

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町大字内船字松場 一三三番の一地先から 南巨摩郡南部町大字内船字島尻 一〇二五番の一地先まで	四一〇・〇	平成十三年十月十二日

**山梨県告示第四百三十二号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十三年十月四日

- 一 施行者の名称  
市川大門町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
市川大門都市計画道路事業
- 三・四 一号役場前線
- 三 事業施行期間  
平成十三年十月四日から平成十七年三月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県西八代郡市川大門町字向新田地内並びに三珠町大字上野字籠鼻地内
  - 2 使用の部分 なし

**山梨県告示第四百三十三号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
 平成十三年十月四日

- 一 都市計画の種類  
富士北麓・都留・大月・上野原都市計画下水道  
（桂川流域下水道）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

**山梨県告示第四百三十四号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十三年九月二十五日に土地改良事業（御門地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。  
 平成十三年十月四日

山梨県知事 天 野 建

**公 告**

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成十三年十月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡田富町西花輪字村北四〇四四の一、四〇四四の三、四〇四四の四、四〇四四の五、四〇四四の六、四〇四四の七、四〇四四の八、四〇四四の九、四〇四四の一〇、四〇四四の一及び四〇四四の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- (次の図)は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 甲府市幸町九番三十二号 小口マタイ株式会社 代表取締役 小口博

## 公安委員会

### 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十月三日までとする。  
 平成十三年十月四日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所 株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目二番九号	型式の概要	検定番号
遊技機の種類及び区分 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	型式名 CRわんぱくバードX	一〇〇三六四
製造者又は輸入者名 株式会社エース電研		

株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目二番九号	第一種特別電機 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CR髪さまヘルプEX	株式会社エース電研	一〇〇三五五
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目二番九号	第一種特別電機 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR髪さまヘルプEX	株式会社エース電研	一〇〇三六一
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目三番三三号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	FGIパースト	株式会社ダイドー	一四〇三六一
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR・ブンドリキ	株式会社平和	一〇〇三七九
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR花満	株式会社ソフィア	一〇〇三二四
タイヨーエレック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中区見寄町一	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CRパチンコシア	タイヨーエレック株式会社	一〇〇三二五

二五番地

一号イ（別表  
第二）  
第一種特別電  
動役物

# 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年九月二十日山梨県告示第四百十九号（字の区域変更）

同	五二二	下	一七〇一八	五五九の二 大字大石字奥
同	三二〇三三			一部 、一九四六
				五五九の二 大字大石字奥
				一部 、一九四六
				五五九の二 大字大石字奥

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番